

仕 様 書 (案)

- 1 件名
大田区こども・子育て支援ポータルサイト構築・運用業務委託
- 2 委託期間
契約締結日から令和8年3月31日まで
- 3 履行場所
大田区指定場所（こども未来課ほか）
- 4 業務内容
 - (1) ポータルサイトの構築
別紙2「システム要求機能一覧」に記載する要件を全て満たすポータルサイトを構築し、令和8年1月末までに公開可能な状態で区に提供すること。
※公開時期は、区と受託者の協議により前倒しする場合がある。
 - (2) サイト公開後の運用保守
ポータルサイト公開から令和8年3月31日まで、以下の運用保守を行うこと。
 - ア 問合せ対応
対応時間は、原則として平日（土・日曜日、祝日・年末年始を除く）の9時から18時までとする。
ただし、緊急時は、区と協議の上、迅速に対応すること。
 - イ 障害対応
定期点検等により、障害の予防、対応を行うこと。
重大な障害が発生した場合、受託者は、速やかに区に連絡の上、必要な対策を迅速に講じること。
また、障害原因の分析により、再発防止に努めること。
 - ウ 運用支援
サイト運用にあたり、以下の支援を行うこと。
 - (ア) 国の法改正等に対応した更新を区、受託者共同で行うこと。
 - (イ) 区の依頼に基づき、サイト内の情報の更新を行うこと。
 - (ウ) 行政制度を理解できる要員による運用のフォローを行うこと。
 - (エ) 年2回以上のリンク切れチェックを行うこと。
 - (オ) システムに関する知識のない職員でも容易に理解できるような操作マニュアルを提供すること。
 - (カ) サイトの利用状況について、アクセス数等を毎月レポートで提供すること。
 - (キ) 広報用のチラシデータの提供等、サイトの広報に係る支援を行うこと。
- 5 実施体制
 - (1) 受託者は本件履行にあたり必要となる能力、経験、ノウハウ、各種資格等を有する要員を配置すること。
 - (2) 受託者は業務責任者及び本件に従事する要員について、体制図を作成し、区へ提出すること。なお、要員体制図には、氏名、部署名、担当業務（役割）、連絡先を記載すること。
 - (3) 契約期間中における受託者の要員の変更は、本件に影響が出ない範囲で行うこ

とし、交代の時期及び新体制について事前に区の承認を得ること。

- (4) 区は、受託者に対して、本件の推進体制に疑義が生じた場合に改善を依頼することができるものとする。

6 成果物

以下の成果物を電子データ及び印刷物（各 1 部）で納品すること。

電子データは、Excel、Word 等、区にて再利用可能なバージョンとすること。

各種ドキュメントは、専門用語を極力避け、理解しやすい内容とすること。

- (1) 作業等報告書
- (2) 打ち合わせ等議事録
- (3) サイト仕様書
- (4) 操作マニュアル
- (5) アクセスレポート（運用開始後、毎月 1 回）

7 支払方法

検査終了後、請求に基づき一括して支払う。

8 その他

- (1) 本件の履行に関して知りえた秘密事項を他に漏らしてはならない。契約履行後についても同様とする。
- (2) 受託者が従前から保有していた固有の知識、技術に関する権利、プログラム等の著作物については受託者に留保できるものとし、この場合、区は当該権利を非独占的かつ恒久的に使用できるものとする。
- (3) 受託者の故意または重大な過失により損失を与えられたときは、区は、受託者に対して賠償を請求することができる。ただし、個人情報漏洩の場合は別途協議する。
- (4) 受託者は、本件作業中に区または第三者に害を及ぼした場合には、区又は第三者に責がある場合を除き、その責を負うものとする。
- (5) 受託者は、本件の履行に当たり、労働基準法や最低賃金法をはじめとする関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図らなければならない。
- (6) 受託者は、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険に加入すること。
- (7) 本件の履行に必要な什器備品、消耗品等は全て受託者の負担とする。
- (8) 受託者の責による構築作業の遅れ等によるリスクについては、受託者のリスク負担とする。
- (9) 本仕様にて定めのない事項及び疑義が生じた場合は、区、受託者双方による協議により、決定する。